

# 利用上の注意（用語の解説）

この報告書は、文部科学省が統計法に基づいて実施し公表する「平成30年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」のうち、神奈川県分について取りまとめたものである。

## 1 学校調査・学校通信教育調査

- (1) 年齢は平成30年4月1日現在の満年齢である。
- (2) 学校数には分校及び休校中の学校を含む。
- (3) 学級種別
  - ア 単式学級：同一学年の児童生徒のみで編制している学級
  - イ 複式学級：2以上の学年の児童生徒で編制している学級
  - ウ 特別支援学級：学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制している学級
- (4) 教員の「本務者」とは、当該校を本務校とする常勤（フルタイム）の教員のことで、「兼務者」とは本務者以外の者である。職員の「本務者」とは、常勤の職員又は勤務条件が常勤に準ずる職員のことである。
- (5) 中高一貫教育の実施形態
  - ア 併設型：学校教育法第71条の規定により、高等学校入学選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態
  - イ 連携型：学校教育法施行規則第75条及び第87条の規定により、簡便な高等学校入学選抜を行い、同一又は異なる設置者による中学校と高等学校を接続する形態
- (6) 義務教育学校は、前期課程（6年）及び後期課程（3年）からなる修業年限9年の小中一貫教育校である。
- (7) 中等教育学校は、前期課程（3年）及び後期課程（3年）からなる修業年限6年の中高一貫教育校である。

## 2 卒業後の状況調査 - 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（前期・後期課程）、特別支援学校（中学部・高等部） -

- (1) 「進学者」及び「入学者」には、進（入）学しかつ就職している者を含む。
- (2) 高等学校等進学者：高等学校（本科（全日制、定時制、通信制）・別科）、中等教育学校後期課程（本科（全日制、定時制）・別科）、高等専門学校及び特別支援学校高等部（本科・別科）へ進学した者
- (3) 大学等進学者：大学（学部・別科）、短期大学（本科・別科）、大学・短期大学の通信教育部、放送大学、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者
- (4) 専修学校（一般課程）等入学者：専修学校の一般課程（高等学校卒業者では高等課程を含む。）及び各種学校へ入学した者
- (5) 就職者総数〔中学校のみ〕：平成30年3月の就職者総数は、「就職者等E」のうち「自営業主等」及び「無期雇用労働者」、「左記A, B, C, Dのうち就職している者（再掲）」、「左記E有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者（再掲）」の合計数、平成29年3月以前の就職者総数は、「就職者」及び「左記A, B, C, Dのうち就職している者（再掲）」の合計数
- (6) 就職者（正規の職員等）：正規の職員・従業員、自営業主等
- (7) 就職者（正規の職員等でない者）：雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者
- (8) 一時的な仕事に就いた者：臨時的な収入を得る仕事に就いている者であり、雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者
- (9) 左記及び不詳・死亡以外の者：家事手伝い、外国の学校に入学、無認可の予備校や私塾等に進学、予備校等に所属せず受験の準備をしている等、卒業後の状況は把握しているが他のどの項目にも属さない者

$$(10) \text{進学率} = \frac{\text{進学者総数}}{\text{卒業者総数}} \times 100$$

$$(11) \text{卒業者に占める就職者の割合} = \frac{\text{就職者総数(進(入)学しかつ就職している者を加えた全就職者数)}}{\text{卒業者総数}} \times 100$$

※平成30年3月の中学校の「卒業者に占める就職者の割合」とは、卒業者のうち上記「(5)就職者総数」の占める割合をいう。

## 3 その他

- (1) 「—」：皆無又は該当数値なし  
「…」：数値出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合  
「△」：負の数
- (2) 「年度間」：4月1日から3月31日までの1年間
- (3) 百分率の表章は単位未満を四捨五入している。このため、構成比の合計は100%にならない場合がある。
- (4) 表中の単位（校・園・人等）は省略している。
- (5) 統計表中、市区町村の順番は総務省が告示した標準コードの順による。